

(9) スクールソーシャルワーカー (SSW) を全中学校区に最低1名ずつ配置こと。

ご指摘の通り、平成 27 年 12 月 21 日に内閣府の子どもの貧困対策会議で決定しました「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中で、K P I（重要業績評価指標）として、「平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する」とあります。

また、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました「ニッポン一億総活躍プラン」にも、対応策⑩「希望する教育を受けることを阻む制約の克服（その 2）」の具体的な施策として同様の内容があげられています。

文部科学省においても、平成 27 年 12 月 17 日付け「学校における教育相談に関する資料」などの中で、教育相談体制の充実に向けて、平成 31 年度までに全ての中学校区に配置することを目標にスクールソーシャルワーカーの配置拡充を目指していくとされていますが、基準としては週 1 回 3 時間の配置となっています。

大阪市としましてもこの基準に照らし、今後さらなる人材の確保に努めたいと考えています。

(10) 障がいのある子どもが地域の学校に通える条件を整備すること。

本市におきましては、医療的ケアが必要な児童生徒が安全・安心に地域の小・中学校へ通学するため、看護師の常時配置を段階的に進めているところです。

また、平成 23 年 12 月 20 日付け文部科学省通知「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」に基づき、一定の研修を受けることで、特別支援学校および小・中学校の教員につきましても、たんの吸引等（特定の者対象）の医療的ケアが制度上実施可能となっており、本市では、教育委員会が喀痰吸引等登録研修機関として承認を受け、平成 24 年度から年 2 回の医療的ケアの基本研修を実施しております。医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する小・中学校では複数の教員が医療的ケアの基本研修を受講し、校内体制の整備に取り組んでおります。

なお、教育委員会では、これまでから障がいのある児童生徒の実態把握のため各学校にヒアリングを行ったり、障がいのある児童生徒の保護者や関係団体からのご相談を直接受ける等、個々の相談ニーズを把握するとともに、必要な合理的配慮の提供に努めております。今後も、医療的ケアを必要とする児童生徒を含む障がいのある児童生徒が安全、安心に学校生活を送れますよう、引き続き、きめ細やかな対応に努めてまいります。

(11)全ての学校で多文化共生教育を充実し、民族学級・民族クラブの設置を拡充すること。民族講師の待遇を改善し人数を増やすこと。日本語指導教員を増やすこと。日本語の話せない保護者のために、通訳制度や行政に外国語での相談窓口を拡充すること。

本市学校園では、多文化共生社会を実現するために、民族的文化的背景の異なるすべての子どもが、ちがいをちがいとして認め合い、それぞれが自他のアイデンティティを尊重し、はぐくみ合える国際理解教育を推進しております。国際理解教育の取組の一つに、課外に実施される民族クラブがあります。

教育委員会は、民族クラブを、保護者からの要望があり、常時5名以上の参加が確保できる場合、学校からの申請に基づき、協議のうえ設置しております。

引き続き、本市学校園で学ぶ幼児・児童・生徒が、人権課題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな感性を育み、日常生活の中で自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度を身につけていけるよう取り組んでまいります。

(12)夜間中学での補食給食を復活すること、完全給食を実施すること。

本市の中学校夜間学級の夜食給食事業につきましては、勤労青少年の重要性に鑑み、働きながら中学校夜間学級に学ぶ生徒の身体の健全な発達に資することを目的として、広域行政的な観点から、大阪府の補助金事業として実施してきました。

しかしながら、勤労青年層の減少などの社会環境変化のなか、制度本来の意義が薄れていることや、受益と負担の関係の見直し、府補助金の廃止により、本市単独での事業継続が困難であることから、平成21年度に事業廃止いたしました。

老朽化した校舎の改築等につきましては、その状況に応じ、学校や関係先と連携を図りながら、必要な対応を行ってまいります。

(13) 「子どもの家事業」への補助金を復活すること。

大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている取り組み（いわゆる放課後児童クラブ）へ補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。

一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室等を活用した「児童いきいき放課後事業」を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。

平成24年7月に「市政改革プラン―新しい住民自治の実現に向けて―」を策定し、本市の放課後児童施策につきましては、大阪市内の全ての小学校区で実施する「いきいき」を中心に進めていくこととし、現在、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。

その上で、なお必要とされる留守家庭児童のニーズに対しましては、民設民営で実施されている現行の「留守家庭児童対策事業」を、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として補助を継続することとなりました。

お問い合わせのございました「子どもの家事業」につきましても、社会福祉法人等が実施する事業に対して補助金の交付を行う補助事業でございましたが、平成26年度より「留守家庭児童対策事業」へ移行し、補助制度を一本化したうえで補助を継続しております。